

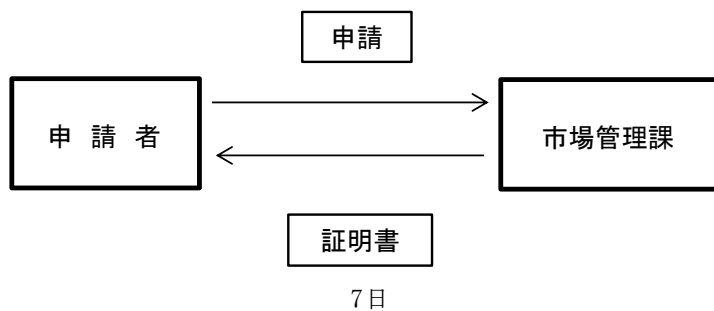
## 審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 9

処 分 名	受託物品の検査	
処 分 の 概 要	受託物品の検査を行い、検査結果を証明する。	
根 拠 法 令 名	松山市中央卸売市場業務条例(平成17年条例第22号)	
条 項	第50条第1項	
所 管 課	市場管理課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	7日	
標 準 処 理 期 間	計	7日
審 査 基 準		
未設定		
<p><b>【根拠法令等】</b>                  松山市中央卸売市場業務条例                  (販売前における受託物品の検収)                  第50条 卸売業者又は卸売業者から物品の検収の委託を受けた者は、受託物品の受領に当たっては、受託物品の種類、数量、等級、鮮度、品質等について検収を確実にを行い、異状を認めるときは、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、受託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち会っていて、その了承を得たときは、この限りでない。                  2 卸売業者は、受託物品の異状については、前項ただし書に規定する場合を除き、同項の確認を受け、その証明を得なければ委託者に対抗することができない。</p> <p>松山市中央卸売市場業務条例施行規則                  (販売前における受託物品の検査等)                  第58条 条例第50条第1項の確認は、卸売業者又は卸売業者から検収の委託を受けた者が立会いの上、受託物品の容器の完否、荷造りの状態、個数、等級、重量、鮮度及び品質等について行うものとする。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。